

1 こころ自治会 規約

『こころ』自治会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

この会は、「こころ自治会」（以下「本自治会」という。）と称する。

第2条（目的）

本自治会は、健康で文化的かつ安全で快適な居住環境の育成保護を推進するとともに、会員相互の親睦を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本自治会の事務所は、こころ自治会集会所内に置く。

第4条（区域）

本自治会の区域は広島市安佐南区伴南一丁目、四丁目及び五丁目全域とする。

第5条（組織）

本自治会の組織図は【別表1】とする。

第6条（規約の遵守義務）

会員は、この規約を遵守し、協調と連帯を旨として、本自治会の円滑な運営に努めなければならない。

会員は、その生活をより豊かにするため、別に定める「こころのマナー」を守って生活するものとする。

第2章 会 員

第7条（会員の資格）

会員の資格は、第4条に定める区域に住所を有する個人で、本自治会の目的に賛同するものとする。

第8条（入会）

入会しようとする者は、書面により班長を経由して、会長に届け出なければならない。本自治会は、正当な理由がない限り、第4条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第9条（脱会）

会員の脱会は、次の場合とする。脱会しようとする者は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面により班長を経由して、会長に届け出なければならない。

- 1 本人の申出があったとき。
- 2 死亡したとき。
- 3 住所を区域外に移したとき。

第3章 業 務

第10条（業務）

本自治会は、第2条の規定に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 会員相互の親睦に関する業務
- 2 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務

- 3 防災に関する業務
- 4 広報及び連絡に関する業務
- 5 子供の育成に関する業務
- 6 文化に関する業務
- 7 体育に関する業務
- 8 社会福祉に関する業務
- 9 防犯に関する業務
- 10 集会所運営に関する業務
- 11 本自治会への入会、退会等の事務に関する業務
- 12 その他、本自治会の目的遂行の為に必要な業務

第 4 章 役 員 等

第 11 条（役員）

本自治会に次の役員を置く。

- | | | |
|----|---------------------------------|-----|
| 1 | 会長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 2 名 |
| 3 | 各街区長 | 若干名 |
| 4 | 監査 | 若干名 |
| 5 | 社会福祉部長
<i>(文化部・社会福祉部を統合)</i> | 1 名 |
| 6 | 体育部長 | 1 名 |
| 7 | 環境部長 | 1 名 |
| 8 | 防災・防犯部長
<i>(防災部、防犯部を統合)</i> | 1 名 |
| 9 | 総務部長
<i>(総務部、会計、広報部を統合)</i> | 1 名 |
| 10 | 各部副部長 | 若干名 |

第 12 条（選出）

役員を選出方法は、次のとおりとする。

役員を選出は、こころ自治会役員選出基準細則により選出された役員・班長候補者の中から選出し総会において承認を得る。

第 13 条（職務）

各役員職務は、次のとおりとする。なお、詳細については役員会で相互調整し、職務分担を定める。

- 1 会長は、本自治会を代表し、総会の決議に基づいて業務を統括、遂行する。
- 2 副会長は会長の指示した職務を代行し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
また、集会所の管理運営業務に携わる。
- 3 監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 4 総務部は、役員会及び総会の運営に関する業務。会の内外での連絡と広報等及び会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。
- 5 環境部は、環境・衛生・風紀・秩序に関する業務を行う。
- 6 社会福祉部は、会員の健康増進・子供育成・高齢者の支援等社会福祉に関する業務及び文化行事（団地祭りを除く）等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 7 体育部は、体育行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 8 防災・防犯部は、防災・防犯・救命・救助に関する業務、自主防災会の統括業務を行う。
- 9 街区長は、円滑な自治会運営のため、街区の統括・管理及び連絡・調整業務を行う。

第 14 条（任期）

役員任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任補充できるものとする。
- 3 任期満了または辞任によって退任する役員は、後任者へ業務の引継ぎを行い、後任者の就任まではその職務を遂行するものとする。
- 4 役員が本自治会員の資格を失った場合、当該役員はその地位を失う。

第15条（顧問）

自治会業務の円滑・効果的な実施のため、本自治会に次の顧問および部顧問をおくことができる。

- 1 顧問は、役員の推薦により会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に答える。なお、顧問は会長および副会長経験者を基本とする。
- 2 部顧問・会計顧問は、各部・会計において役員が委嘱するものとし、各部会・会計の要請を受け、必要の都度、意見具申する。なお、部顧問・会計は前年度役員を基本とする。
- 3 任期は1年間とし、再任を妨げない。

第16条（班長）

各班に次の業務を行う班長をおく。

- 1 会費及びその他の経費を徴収し、会計に納入する。
- 2 書類等の回覧及び本自治会資料の配布をする。
- 3 自治会への入退会事務等班のとりまとめをする。

第17条（特別委員会）

本自治会に特別委員会を設置することができる

- 1 特別委員会は自治会員からの要望に応えるため、その課題解決のみにあたる専門委員会で、役員会で4分の3以上の承認を得れば設置できる。
- 2 任期は課題の内容により、役員会で設置の際に取り決める。
- 3 特別委員会の構成員資格は自治会員とする。
- 4 役員会は特別委員会の活動について適時報告を受け、適切な活動が行われているかを審査し、不適切と判断した場合は、活動停止及び解散させることができる。

第5章 会 議

第18条（会議）

- 1 本自治会の会議は、総会（通常総会・臨時総会）役員会及び部会とする。
- 2 会議は、各会の長が招集する。

第19条（会議の構成）

会議の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、監査及び各部副部長除く役員をもって構成する。ただし、役員会の事前承認により、構成員の変更ができることとする。
- 3 部会は、部長及び部員をもって構成する。

第6章 総 会

第20条（決議事項）

次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 1 収支予算及び事業計画の決定
- 2 収支決算及び事業報告の承認
- 3 会費等の額及び徴収方法

- 4 規約の制定、改正及び廃止
- 5 役員を選任及び解任
- 6 その他本自治会の業務に関する重要事項

第21条（開催）

- 1 通常総会は、毎年1回、新会計年度開始前後1ヶ月以内に開催しなければならない。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は戸の代表者総数の5分の1以上の同意を得たとき、もしくは監査から会議の目的を示して請求があったとき開催する。

第22条（議長等）

総会の議長、書記及び議事録署名人は、その総会において、出席者の中から選任する。

第23条（定足数）

総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開催できない。

第24条（議決）

総会の議決は、出席者の過半数で決する。

第25条（委任）

やむを得ない事由によって出席できない会員は、書面または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

第26条（総会の議事録）

- 1 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び開催場所
 - (2) 総会員数及び出席会員数（委任状を含む）
 - (3) 議長及び書記
 - (4) 開催目的、審議の経過の概要及びその結果
- 2 書記は議事録を作成し、議事録署名人は議事録に署名押印する。

第7章 役員会

第27条（決議事項）

役員会は、次の事項を決議する。

- 1 総会から付託された事項
- 2 総会へ提案する事項
- 3 その他総会の議決を要しない事項

第28条（開催）

役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員がその4分の1以上の同意を得て役員会の招集を会長に請求した場合に開催する。

第29条（議長）

役員会の議長は、会長が役員の中から指名する。

第30条（定足数）

役員会は、総役員数の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、各部の部長が出席できない場合には、副部長、又は他の部員が代理出席する。

第31条（議決）

役員会の議決は、出席役員3分の2以上で決する。

第 32 条（役員活動費）

役員には、活動費として各会、出席に応じて一律 1 定額を支給する。金額については年度毎の役員会で決定することとする。

第 8 章 部 会

第 33 条（決議事項）

部会は次の事項を決議する。

- 1 役員会に付議すべき事項
- 2 部会に付託された事項の執行に関する事項
- 3 会務の執行に関する事項

第 9 章 会 計

第 34 条（会計年度）

本自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 35 条（会費）

- 1 会費は、会員一戸当たり月額 500 円とする。
- 2 会費は、半期に 1 度まとめて 3,000 円を班長が会員から徴収し、会計にその月の 25 日までに納入する。
- 3 新しく入会した場合、20 日までの入会者についてはその月分から、21 日以降の入会者については翌月分から徴収する。
- 4 転居等の事由により退会する場合、10 日までに転居した場合はその月分から、11 日以降に転居した場合は翌月分から返却する。

第 36 条（収支予算の作成及び変更）

- 1 会長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、会長はその案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

第 37 条（会計報告）

役員会は、収支決算書を作成したうえ会計監査を経たのち、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。会計監査は前年度の会計を基本とする。

第 38 条（預金口座の開設）

- 1 本自治会は、会計業務を遂行するため、本自治会名義の預金口座を開設するものとする。
- 2 預金口座の住所は、会計宅とする。

第 39 条（出納簿）

会計は、出納簿を作成して保管し、会員の請求があるときは、いつでも閲覧させなければならない

第 10 章 資 金

第 40 条（資金）

本自治会の資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 助成金

- 3 寄付金
- 4 協賛金
- 5 その他

第 11 章 弔 事

第 41 条（手続）

会員の弔事が生じたときは、その班の班長は街区長に連絡し、街区長は会長及び会計に速やかに連絡する。会計は香典を喪主あるいは家族に届けることとする。
また、その班の班長は喪主あるいは家族の指示を仰ぎ、承諾があれば・広報誌等により会員に周知する。

第 42 条（香典）

本自治会の会員が死亡したときは、次の香典を供えるものとする。

- 1 会員一人当たり 3,000 円
- 2 班単位の香典は行わないこととする。
- 3 香典の返しは行わないこととする。

第 12 章 旅 費

第 43 条（旅費）

役員が会務のために旅費が必要なときは、実費を支給する。ただし、自家用車を利用した場合の旅費は、1 台につき一律 1 回 500 円とする。

第 44 条（旅費附則）

次に所属する本自治会の会員が、その会務のために旅費を必要としたときは、役員会の承認をもって当分の間前条の規定を準用して旅費を支給する。

- 1 伴南地区青少年健全育成連絡協議会
- 2 交通安全協会安佐南交通安全協会・伴地区連絡協議会
- 3 大塚伴南学区社会福祉協議会
- 4 公衆衛生推進協議会
- 5 民生委員児童委員協議会
- 6 『こころ』自治会自主防災会
- 7 青少年指導員
- 8 特別委員会

第 13 章 資 産

第 45 条（資産の構成）

自治会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) こころ自治会集会所

第 46 条（資産の管理）

自治会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議により、これを定める。

第 47 条（資産の運営及び保全）

自治会の資産は、会費より収支し、その方法は役員会の決議のもと会計にて管理を行う。

第 48 条（資産の処分）

自治会の資産で第 45 条（1）に掲げるもののうち、処分又は担保を供する場合には、総会において過半数の議決を要する。

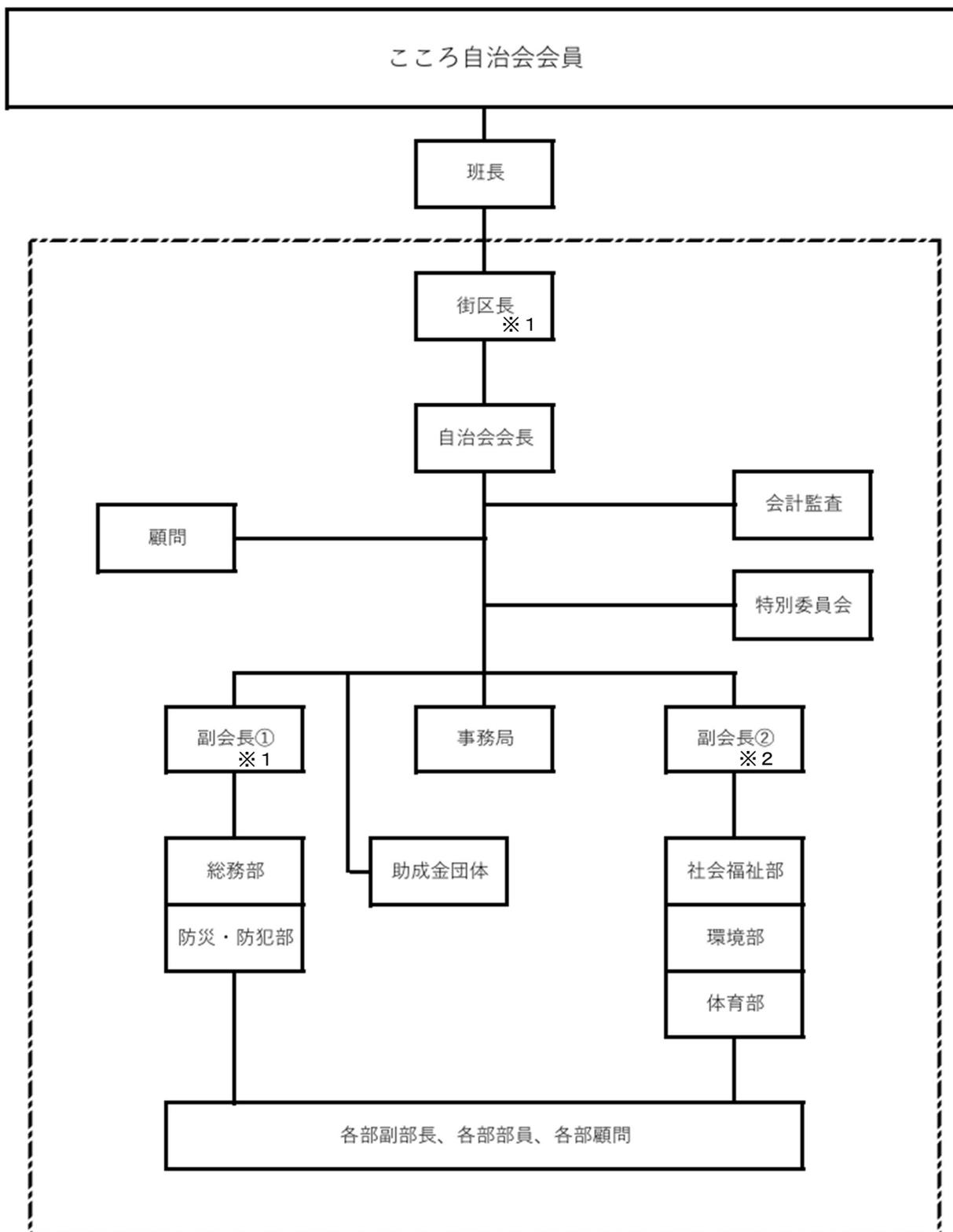
附則

この規約は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

令和 6 年 10 月 19 日から一部改正試行する（改定条文：第 11 条、第 13 条）

こころ自治会組織図



※ 1 副会長①は、街区長、総務部、防災・防犯部の統括を担当する。

※ 2 副会長②は、社会福祉部、体育部、環境部の統括を担当する。